



議案第三十一号

吉田地区農道舗装事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

記

- 一 工事の名称 単県吉田地区農道舗装工事
- 二 工事場所 東伯郡三朝町大字吉田地内
- 三 工事の概要 舗装延長一五〇〇メートル、幅員三、五メートル（有効幅員三、〇メートル）アスファルトで舗装する。
- 四 事業費 八、五九〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十一年度